

陳述書の提出等について（注意）

- 競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。
- 入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。
- 陳述書には、個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。
- 陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。
- 陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。
- 陳述書の用紙は、執行官室及びBITサイト上において入手可能です。

山形地方裁判所

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 5 日

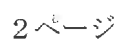
山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 岩 田 実

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 8 月 26 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 2 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 4 日 午前 10 時 00 分 場 所 山形地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 9 月 25 日 午前 9 時 45 分 場 所 山形地方裁判所民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	別紙物件目録中、☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 5 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|-------------------|
| 1 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 9 0. 5 0 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 8. 6 3 平方メートル |
| 3 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 8 4. 4 5 平方メートル |
| 4 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 4 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 7 8 平方メートル |
| 5 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 5 0. 2 3 平方メートル |



物 件 目 録

- | | | | |
|-----|---|---|-------------------|
| 6 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 6 番 6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 3 4. 9 1 平方メートル |
| 7 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 7 番 1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 3 4 6 平方メートル |
| 8 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 7 番 2 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 2 5 8 平方メートル |
| 9 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 7 番 3 |
| | 地 | 目 | 公衆用道路 |
| | 地 | 積 | 5 0 平方メートル |
| 1 0 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 7 番 4 |
| | 地 | 目 | 宅地 |



物 件 目 録

	地 積	15.11平方メートル
11	所 在	長井市成田字若宮
	地 番	1427番3
	地 目	雑種地
	地 積	315平方メートル
12	所 在	長井市成田字若宮
	地 番	1427番5
	地 目	雑種地
	地 積	5.14平方メートル
14	所 在	長井市成田字若宮一 1416番地5、1416番地1、1416番地2
	家屋 番号	1416番5
	種 類	居宅
	構 造	木造カラー鉄板ぶき2階建
	床 面 積	1階202.38平方メートル 2階 35.99平方メートル
	(現況)	
	床 面 積	1階約206.51平方メートル 2階 35.99平方メートル
	所在	長井市成田字若宮1416番地5、1416番地1、1416番地2



物 件 目 録

(未登記附属建物)

種 類 倉庫

構 造 軽量鉄骨造カラー鉄板葺平家建

床 面 積 約 49 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造カラー鉄板葺平家建

床 面 積 約 9 平方メートル



物件明細書

令和 7年 1月17日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 伊藤 寛子

1 不動産の表示

【物件番号1～12、14】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～12、14】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号14】

Aが占有している。同人の占有権原は不明である。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号4, 6, 9】

本件土地は、目的外の土地（地番1427番4）への通行のため利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみが簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|------------------|
| 1 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 4 9 0. 5 0平方メートル |
| 2 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 2 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 1 9 8. 6 3平方メートル |
| 3 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 3 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 8 4. 4 5平方メートル |
| 4 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 4 |
| | 地 目 | 公衆用道路 |
| | 地 積 | 7 8平方メートル |
| 5 | 所 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 番 | 1 4 1 6 番 5 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 3 5 0. 2 3平方メートル |



11

物 件 目 録

- | | | | |
|-----|---|---|-------------------|
| 6 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 6 番 6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 3 4. 9 1 平方メートル |
| 7 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 7 番 1 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 3 4 6 平方メートル |
| 8 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 7 番 2 |
| | 地 | 目 | 雑種地 |
| | 地 | 積 | 2 5 8 平方メートル |
| 9 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 7 番 3 |
| | 地 | 目 | 公衆用道路 |
| | 地 | 積 | 5 0 平方メートル |
| 1 0 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1. 4 1 7 番 4 |
| | 地 | 目 | 宅地 |



物 件 目 録

	地 積	15.11平方メートル
11	所 在	長井市成田字若宮
	地 番	1427番3
	地 目	雑種地
	地 積	315平方メートル
12	所 在	長井市成田字若宮
	地 番	1427番5
	地 目	雑種地
	地 積	5.14平方メートル
14	所 在	長井市成田字若宮一 1416番地5、1416番地1、1416番地2
	家屋 番号	1416番5
	種 類	居宅
	構 造	木造カラー鉄板ぶき2階建
	床 面 積	1階202.38平方メートル 2階 35.99平方メートル
	(現況)	
	床 面 積	1階約206.51平方メートル 2階 35.99平方メートル
	所在	長井市成田字若宮1416番地5、1416番地1、1416番地2



物 件 目 録

(未登記附属建物)

種 類 倉庫

構 造 軽量鉄骨造カラー鉄板葺平家建

床 面 積 約 4 9 平方メートル

(未登記附属建物)

種 類 物置

構 造 木造カラー鉄板葺平家建

床 面 積 約 9.平方メートル



令和5年(ケ)第48号
令和5年12月22日受理
令和6年12月 5日提出

現況調査報告書

山形地方裁判所

執行官 武田 道宏

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|-------------------|
| 1 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 6 番 1 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4 9 0. 5 0 平方メートル |
| 2 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 6 番 2 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1 9 8. 6 3 平方メートル |
| 3 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 6 番 3 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3 8 4. 4 5 平方メートル |
| 4 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 6 番 4 |
| | 地 | 目 | 公衆用道路 |
| | 地 | 積 | 7 8 平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 長井市成田字若宮 |
| | 地 | 番 | 1 4 1 6 番 5 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 3 5 0. 2 3 平方メートル |

物 件 目 録

6	所	在	長井市成田字若宮
	地	番	1 4 1 6 番 6
	地	目	宅地
	地	積	1 3 4. 9 1 平方メートル
7	所	在	長井市成田字若宮
	地	番	1 4 1 7 番 1
	地	目	雑種地
	地	積	3 4 6 平方メートル
8	所	在	長井市成田字若宮
	地	番	1 4 1 7 番 2
	地	目	雑種地
	地	積	2 5 8 平方メートル
9	所	在	長井市成田字若宮
	地	番	1 4 1 7 番 3
	地	目	公衆用道路
	地	積	5 0 平方メートル
10	所	在	長井市成田字若宮
	地	番	1 4 1 7 番 4
	地	目	宅地

物 件 目 録

	地 積	15.11 平方メートル
11	所 在	長井市成田字若宮
	地 番	1427 番 3
	地 目	雑種地
	地 積	315 平方メートル
12	所 在	長井市成田字若宮
	地 番	1427 番 5
	地 目	雑種地
	地 積	5.14 平方メートル
13	所 在	長井市成田字若宮一 1416 番地
	家屋 番号	1416 番
	種 類	居宅
	構 造	木造草ぶき平家建
	床 面 積	145.45 平方メートル
	(附属建物)	
	符 号	1
	種 類	倉庫
	構 造	木造杉皮ぶき 2 階建
	床 面 積	1 階 36.36 平方メートル 2 階 9.91 平方メートル
	符 号	2

物 件 目 録

種 類	畜舎
構 造	木造杉皮ぶき平家建
床 面 積	19.83 平方メートル
14 所 在	長井市成田字若宮一 1416 番地 5、1416 番地 1、1416 番地 2
家屋 番号	1416 番 5
種 類	居宅
構 造	木造カラー鉄板ぶき 2 階建
床 面 積	1 階 202.38 平方メートル 2 階 35.99 平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	山形県長井市成田1416番地		
土地	物件1～12		
現況地目	☒ 宅地（物件1～3、5、6、10） ☒ 公衆用道路（物件4、9） ☒ 雑種地（物件7、8、11、12）		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		
占有者及び占有状況	☐ 土地所有者 ☒ その他の者(A) Aが、物件1～3、5及び7の土地上にある下記建物を利用し占有している。 ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
建物	物件14		
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主である建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 206.51㎡（概測）		
物件目録にない附属建物	☐ ない ☒ ある 種類： 構造： ※「その他の事項」のとおり 床面積：		
占有者及び占有状況	☐ 建物所有者 ☒ その他の者(A) Aが、本建物を住居として使用している ☒ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
その他の事項	「その他の事項」のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 [保管開始日 支部 平成 年()第 号 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件1～12 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		■敷地 ☐ 駐車場 ■通路 ☐ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A (物件14の占有者) ☐ ())の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ■不明	
占有開始時期		年 月 日 不明	
最初の契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者 ()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者 ()	
	賃料・支払時期等	毎 金 円 (毎 限り 分支払) ☐ 前払 (分 円) ☐ 相殺 (分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある (☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(占有関係用〈単独〉)

占有者及び占有権原 (物件14 関係)			
占有範囲		■全部 ☐	
占有者		☐ 債務者 ■A	
占有状況		☐ 敷地 ☐ 駐車場 ☐ ☒ 居宅 ☐ 事務所 ☐ 店舗 ☐ 倉庫 ☐	
■関係人(■A(占有者) ☐ ())の陳述／ ☐ 提示文書()の要旨			
占有権原		☐ 賃借権 ☐ 使用借権 ■不明	
占有開始時期		昭和53年 6月15日(建物新築日)	
最初の 契約等	契約日	年 月 日	
	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
更新の種別		☐ 合意更新 ☐ 自動更新 ☐ 法定更新	
現在の 契約等	期間	年 月 日から ☐ 年 月 日まで 年間 ☐ 期間の定めなし	
	貸主	☐ 所有者 ☐ その他の者()	
当事者	借主	☐ 占有者 ☐ その他の者()	
	賃料・支払時期等	毎 金 円(毎 限り 分支払) ☐ 前払(分 円) ☐ 相殺(分 円)	
敷金・保証金		☐ ない ☐ ある(☐ 敷金 円 ☐ 保証金 円)	
特約等		☐ 譲渡・転貸を認める ☐	
その他			
執行官の意見		☐ 上記のとおり ☐ 下記のとおり ■「執行官の意見」のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(7 枚目)

そ の 他 の 事 項

- 1 物件1の土地には、目的外動産として、倒壊して滅失した物件13がある。また、定着物として庭木、石碑及び鉄骨製の藤棚がある。南西側の庭木の枝が道路に越境しており、西側の庭木の枝も西側隣接地に越境している。
- 2 物件1、3及び6の土地の南側には水路があり、水路を介して道路に接道している。
- 3 物件1、4及び6の土地には、東日本電信電話株式会社の電柱がそれぞれ1本ずつ設置されている。
- 4 物件1、5、7及び11の土地の西側には水路があり、また、物件2、4及び5の土地と、物件7、8及び9の土地の境界にも水路がある。
- 5 物件2の土地には、目的外動産として、木造仮設上屋があり、定着物として庭木、庭石、井戸及び井戸用ポンプがある。
- 6 物件3の土地には、物件14の建物の未登記の附属建物が存在する。
- 符 号 ①
- 種 類 倉庫
- 構 造 軽量鉄骨造カラー鉄板葺平家建
- 床面積 49㎡ (概測)
- 定着物として、庭木及び庭石がある。
- 7 東側に位置する物件4、6及び9の土地は、登記上物件4と9は公衆用道路、物件6は宅地となっているが、目的外土地である地番1427番4の土地に至る通路として隣地所有者らも利用している。物件4、6及び9の土地は、建築基準法上の道路には指定されていない。
- 8 物件5の土地には、定着物として庭木があるが、枝が西側隣接地に越境している。
- 9 物件7の土地には、物件14の建物の未登記の附属建物が存在する。
- 符 号 ②
- 種 類 物置
- 構 造 木造カラー鉄板葺平家建
- 床面積 9㎡ (概測)
- 附属建物の隣には、目的外動産としてプレハブ製の仮設物置2基及びスチール製仮設物置がある。
- 10 物件8の土地には、目的外動産として木・パイプ製の仮設物置及び廃タイヤがある。
- 11 物件11の土地には、目的外動産としてプレハブ製仮設物置及びパイプ製仮設物置がある。定着物として、木柱がある。
- 12 物件14の主とする建物について、北東側に下屋がある。
- 13 物件14の主とする建物の中で犬を飼っている。
- 14 占有者のAの陳述によると、これまで所有者と隣地所有者との間で境界争いはなかったとのこと。
- 15 物件1～12までの土地及び物件14の主である建物について、A以外の第三者に貸している部分はない。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (占有者)	1 物件1～12までの土地と、倒壊滅失した物件13及び主である建物の物件14は、譲渡担保契約により、昭和57年に所有権が所有者に移転するまで、私の父が経営する株式会社文化園が所有していました。所有者に所有権が移転後は、株式会社文化園で借りることになり、株式会社文化園が平成20年頃倒産するまで、月36万円を所有者に支払っていたように記憶しています。契約書が残っていないので、債務の返済としてのみ支払っていたのか、地代及び家賃として支払っていたのか、債務の返済に地代と家賃を加えて合計額として支払っていたのかはわかりません。 2 事情があつて父が株式会社文化園の代表者を退いた後、母が新代表者に就きました。会社が倒産した後、両親とも亡くなりました。現在は、私が1人で物件14の主とする建物に居住しており、占有しています。 3 物件14の主とする建物については、同建物を所有者から借りていた株式会社文化園と、両親がどのような契約をして借りていたのか、両親が亡くなっているのでわかりません。 4 本件物件について、借りてからも境界争いがあったかどうかは両親から聞いていません。 5 物件13の建物については、老朽化と積雪の影響で倒壊し、そのままになっています。 6 物件14の建物の中で犬を2匹飼っています。柱の一部に引っ掻き傷があります。雨漏りはしていません。 7 物件4、6及び9の土地は、主に通路として利用しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

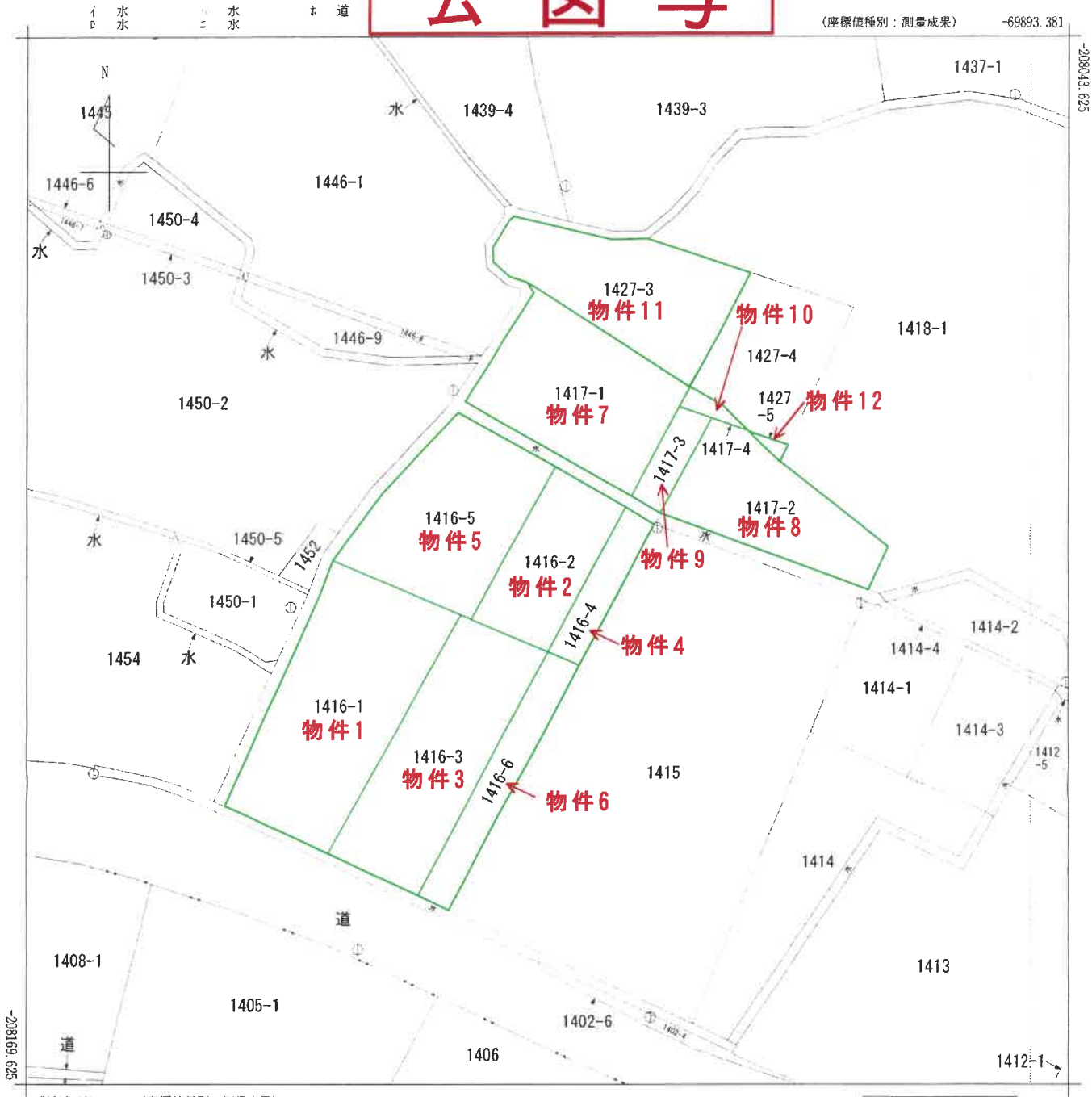
- 1 物件 1 ～ 1 2 までの土地及び物件 1 4 の建物の状況は、公図、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 現場の状況、立入調査及び関係人の陳述等の結果から、物件 1 ～ 1 2 までの土地の占有状況については、物件 1 4 の建物の敷地として A が占有していると認定する。また、物件 1 4 の建物の占有状況については、A が居宅として利用し占有していると認定した。なお、占有権原については、下記のとおり不明である。
- 3 物件 1 ～ 1 2 までの土地及び物件 1 4 の建物について、渡辺建設株式会社及び樋口建設株式会社と、A の父親が代表者に就いていた株式会社文化園との間で交わされた譲渡担保契約により、所有権は渡辺建設株式会社と樋口建設株式会社に移転したが、引き続き株式会社文化園がそのまま利用し占有していた。なお、樋口建設株式会社に移転した持分 2 分の 1 の所有権については、所有者間で、昭和 5 7 年 3 月 2 5 日付の譲渡担保権の譲渡があり、樋口建設株式会社の共有持分 2 分の 1 の所有権はすべて渡辺建設株式会社に移転している。
- 4 当初、上記当事者間で昭和 5 5 年に譲渡担保を原因として所有権移転した際、譲渡担保設定者(株式会社文化園)を借主とする目的物利用(賃貸借、使用貸借等)契約が交わされていたか、A は把握していない。A の陳述によると、設定者の株式会社文化園が譲渡担保権者の渡辺建設株式会社に毎月 3 6 万円支払っていたとのことであるが、裏付けとなる明確な資料が残っていないため、3 6 万円全額が譲渡担保権者への債務の返済なのか、賃貸借契約による地代・家賃として支払っていたのか、あるいはその両方の合計金額なのかは不明である。譲渡担保権者である渡辺建設株式会社の元破産管財人 B と、譲渡担保権設定者である株式会社文化園の元破産管財人 C 及び清算人 D に照会したが、不明である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
5年12月25日（月） ： ー ：	執行官室	山形地方方法務局米沢支局に対して全部事項証明書等交付申請書発送（12月29日受理）
6年1月9日（火） 14：20 ー 14：35	物件所在地	現地調査、評価人同行なし、物件の周囲確認、建物外観写真、占有確認、雪が多く境界は判明せず
6年3月5日（火） ： ー ：	執行官室	占有者Aに通知を出す
6年3月11日（月） 16：45ー17：00	物件所在地	Aに連絡がつかないため、3月14日の現況調査の確認で、物件所在地のAの居宅に行く。A在宅。Aは、3月14日は必ず立ち会う旨約束する
6年3月14日（木） 10：00ー11：10	物件所在地	現況調査、評価人同行あり、占有確認、境界線確認、建物立入調査、附属建物調査、Aが立ち会いし、事情を聴取する
6年3月26日（月） 16：30ー16：40	執行官室	Aに架電し附属建物について再度聴取する。 また、土地所有者渡辺建設株式会社への家賃等の支払いを証する資料の提出を依頼する
6年4月8日（月） 16：00ー17：20	物件所在地	Aの自宅に伺う。占有権原の調査。賃貸借の裏付けとなる資料は見つからなかった。物件の借り手となる株式会社文化園（Aの父親が代表者）の資料も不明。貸し手側の関係者の連絡先を後日教えてもらうことにした
6年4月30日（火） 16：00ー16：20	土地所有者旧社屋地	渡辺建設株式会社の関係者から事情を聴取しようと試みるが、転居しており、不明
6年5月14日（火） 16：30ー16：40	執行官室	Aに架電。土地所有者の関係者の連絡先はわからなかったとのこと
6年8月19日（月） ： ー ：	執行官室	渡辺建設株式会社の破産管財人であった弁護士Bからの回答書を受理する
6年8月22日（木） ： ー ：	執行官室	株式会社文化園の破産管財人であった弁護士Cからの回答書を受理する
6年10月18日（金） ： ー ：	執行官室	株式会社文化園の清算人Dに照会書を送付するも回答書は返送されなかった
（特記事項） ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(11 枚目)

公 図 写



(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
成田

請求部	所在	長井市成田字若宮				地番	1416番2			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	X	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	平成28年1月			備付年月日(原図)	平成30年1月10日			補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年12月27日
山形地方法務局米沢支局
請求番号：10-1
(1/1)

登記官

(12 枚目)

A 3 判→A 4 判に縮小

公用

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年12月27日 山形地方方法務局米沢支局

令和5年12月27日

山形地方法務局米沢支局

登記官

請求番号: 10-2

589593

圖面階各

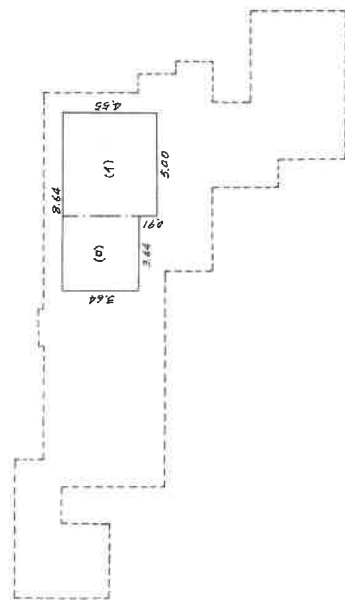
1416-5

家屋番号

建築物の所在 長井市成田字若宮一 1416番地5・1416番地1・1416番地2

建各階平面圖

2階



求積

$$(1) 5.00 \times 4.55 = 22.7500$$

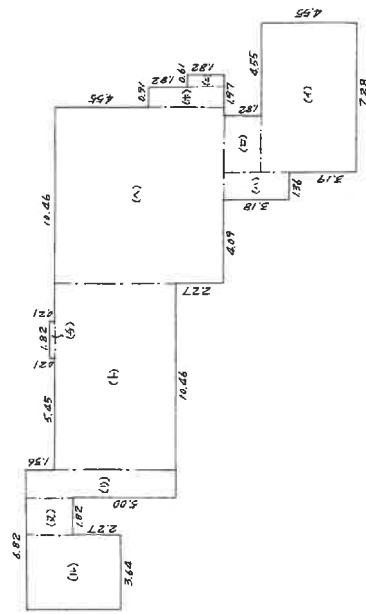
$$(v) \quad 3.64 \times 3.64 = 13.2496$$

十
十

床面積 35.99 m²

床面積

隨



求積

$$(1) 7.28 \times 4.55 = 33.1240$$

$$(b) 2.73 \times 1.82 = 4.9686$$

$$(ii) \quad 1.36 \times 3.18 = 4.3248$$

$$F) 0.61 \times 1.82 = 1.1102$$

(14) $0.91 \times 3.64 = 3.3124$

$$(A) \ 8.63 \times 8.19 = 70.6797$$

$$(1) 9.10 \times 5.92 = 53.8720$$

$$(4) \quad 1.82 \times 0.21 = 0.3822$$

$$(11) \quad 1.36 \times 7.28 = 9.9008$$

$$(7) \quad 1.82 \times 2.28 = 4.1496$$

十德

計 202,3863

(日調連12)

床面積 202.38 m²

202.38 m²

作者

53年10月31日作製)

縮尺 $\frac{1}{250}$

申請人

縮尺 $\frac{1}{250}$

士会連合会(用紙)

士会連合会(用紙)

昭和53年11月7日登記

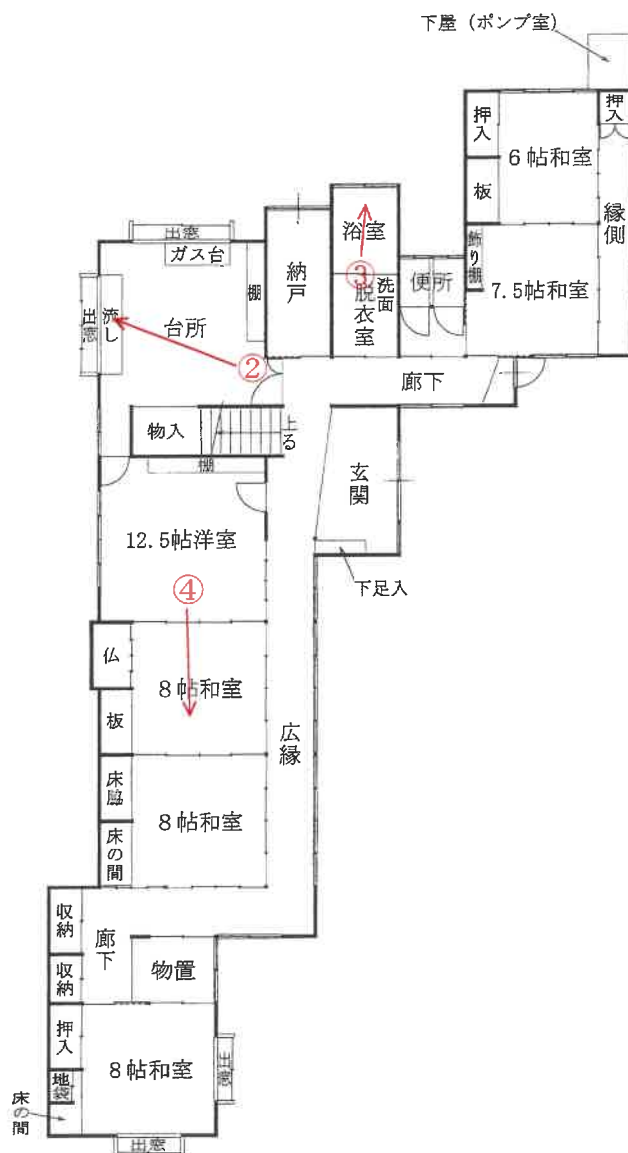
A 3 判→A 4 判に縮小

(13 枚目)

建 物 間 取 図 S = 1 : 2 0 0

物件 1 4

1 階

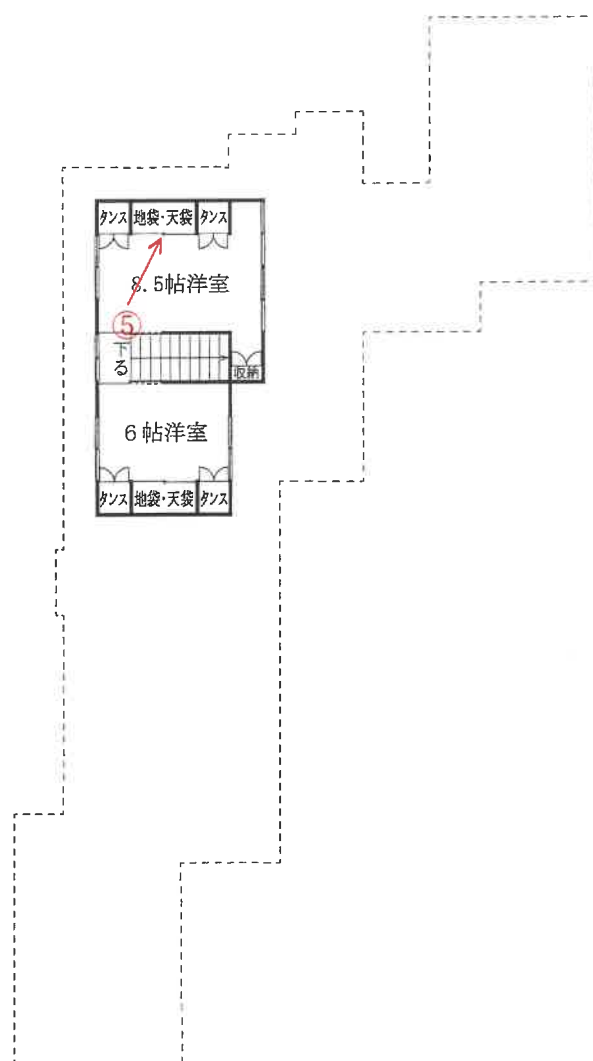


凡例 : 写真撮影位置確認○————→

建 物 間 取 図 S = 1 : 2 0 0

物件 1 4

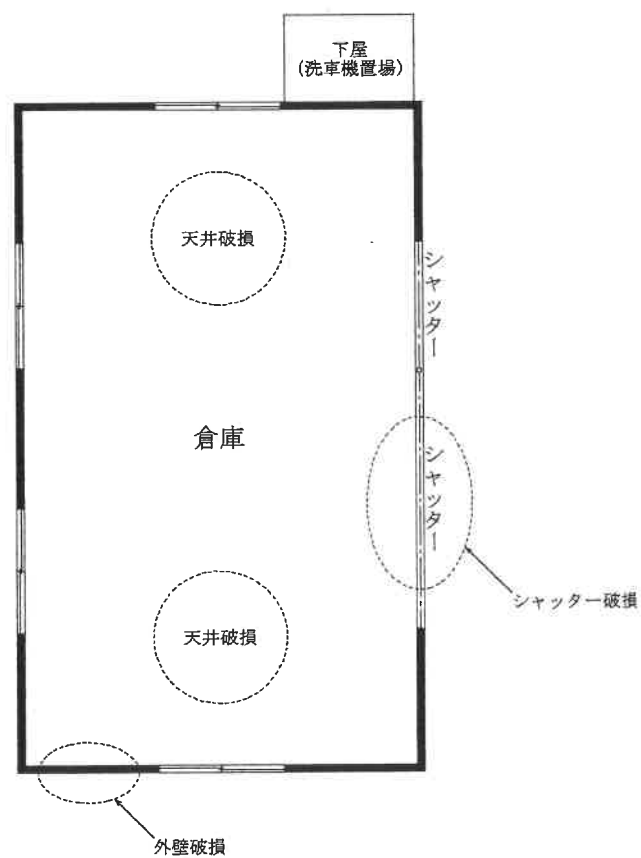
2 階



凡例 : 写真撮影位置方向○ →

建 物 間 取 図 S = 1 : 1 0 0

未登記附属建物①



建 物 間 取 図 S = 1 : 1 0 0

未登記附属建物②



写真①(物件14 建物外観)



写真②(物件14 1階 キッチン)



写真③(物件14 1階 浴室)



写真④(物件14 1階 和室)



写真⑤(物件1 4 2階 洋室)



写真⑥(物件3 土地上 附属建物①)



写真⑦(物件13 建物内部)



写真⑧(物件7 土地上 附属建物②)



令和 5 年 (ケ) 第 48 号
令和 6 年 3 月 14 日 現地調査
令和 6 年 5 月 23 日 評 価
(金鑑第 5, 082 号)

山形地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
金 子 純 也 印

第1 評価額

一括価格	
金8,030,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金1,410,000円
物件2（土地）	金280,000円
物件3（土地）	金1,100,000円
物件4（土地）	金240,000円
物件5（土地）	金500,000円
物件6（土地）	金420,000円
物件7（土地）	金1,060,000円
物件8（土地）	金810,000円
物件9（土地）	金160,000円
物件10（土地）	金50,000円
物件11（土地）	金1,000,000円
物件12（土地）	金20,000円
物件13（建物）	—
物件14（建物）	金980,000円

1 一括価格は、物件1～14の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

3 物件1～3・5・7の内訳価格は物件14のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件14の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

4 物件13は、建物倒壊による滅失により評価不能。

第2 評価の条件

1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 在 地 番	長井市成田字若宮 1416番 1	同左

	地 地	目 積	宅地 490.50㎡	特記事項のとおり
2	所 地 地 地	在 番 目 積	長井市成田字若宮 1416番 2 宅地 198.63㎡	同左 特記事項のとおり
3	所 地 地 地	在 番 目 積	長井市成田字若宮 1416番 3 宅地 384.45㎡	同左 特記事項のとおり
4	所 地 地 地	在 番 目 積	長井市成田字若宮 1416番 4 公衆用道路 78㎡	同左
5	所 地 地 地	在 番 目 積	長井市成田字若宮 1416番 5 宅地 350.23㎡	同左 特記事項のとおり
6	所 地 地 地	在 番 目 積	長井市成田字若宮 1416番 6 宅地 134.91㎡	同左
7	所 地 地 地	在 番 目 積	長井市成田字若宮 1417番 1 雑種地 346㎡	同左 特記事項のとおり
8	所 地 地	在 番 目	長井市成田字若宮 1417番 2 雑種地	同左

	地 積	258㎡	特記事項のとおり
9	所在地 地目 地積	長井市成田字若宮 1417番 3 公衆用道路 50㎡	同左
10	所在地 地目 地積	長井市成田字若宮 1417番 4 宅地 15.11㎡	同左
11	所在地 地目 地積	長井市成田字若宮 1427番 3 雑種地 315㎡	同左 特記事項のとおり
12	所在地 地目 地積	長井市成田字若宮 1427番 5 雑種地 5.14㎡	同左
13	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 (附属建物) 符 号 種類 構造 床面積 符 号 種類 構造 床面積	長井市成田字若宮一1416番地 1416番 居宅 木造草ぶき平家建 145.45㎡ 1 倉庫 木造杉皮ぶき 2 階建 1 階 36.36㎡ 2 階 9.91㎡ 2 畜舎 木造杉皮ぶき平家建 19.83㎡	年月日不詳に倒壊し滅失している

14	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	長井市成田字若宮一1416番地5, 1416番地1, 1416番地2 1416番5 居宅 木造カラー鉄板ぶき2階建 1階 202.38㎡ 2階 35.99㎡	長井市成田字若宮1416番地5, 1416番地1, 1416番地2 1階 206.51㎡ (概測) 2階 35.99㎡ (登記) 特記事項のとおり
番号	特記事項		
1	定着物として、庭木、石碑、鉄骨製藤棚がある。 目的外動産として、倒壊し滅失した物件13がある。		
2	定着物として、庭木、庭石、井戸及び井戸用ポンプがある。 目的外動産として、木造仮設上屋がある。		
3	定着物として、庭木、庭石、木製看板がある。		
4	なし。		
5	定着物として、庭木がある。		
6	なし。		
7	目的外動産として、プレハブ製仮設物置2基、スチール製仮設物置がある。		
8	目的外動産として、木・パイプ製仮設物置、廃タイヤがある。		
9	なし。		
10	なし。		
11	定着物として、木柱がある。 目的外動産として、プレハブ製仮設物置、パイプ製仮設物置がある。		

1 2	なし。
1 3	なし。
1 4	1 階北東側に下屋がある。 次の未登記附属建物がある。 符 号 ① 種 類 倉庫 構 造 軽量鉄骨造カラー鉄板葺平家建 床 面 積 約49㎡（概測） 符 号 ② 種 類 物置 構 造 木造カラー鉄板葺平家建 床 面 積 約 9 ㎡（概測）

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1～12）

位 置 ・ 交 通	山形鉄道フラワー長井線「あやめ公園」駅の北々東方・道路距離約1,300m （別添「位置図」参照）	
付 近 の 状 況	中規模の農家住宅，一般住宅のほか農地も見られる住宅地域	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の 個別的な規制を考 慮しない一般的な 規制）	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	都市計画区域（非線引）内 第1種中高層住居専用地域 60% 200% — 土砂災害警戒区域の指定なし。 物件8の東側一部が都市計画施設（都市計画道路3・4・10桐町成田線）の区域内の可能性が ある。 長井市立地適正化計画の居住誘導区域外。

画 地 条 件	地 積 2,625.97㎡（登記） 間 口 奥 行 間口約30m，最長奥行約85m（公図による。最長奥行は官地（水）を含む） 形 状 不整形（公図による） 地 勢 ほぼ平坦 街路接面状況 中間画地 そ の 他 なし
接面道路の状況	南西側が幅員約9mの舗装市道に接面し、画地は道路と等高で、道路との間に水路が介在する。 当該道路は建築基準法42条1項1号の道路。
土地の利用状況等	債務者兼所有者が、物件14建物の敷地として使用している。 なお、債務者兼所有者が、物件13建物の敷地として使用していたが、年月日不詳に物件13建物が倒壊し滅失している。
供給処理施設	上 水 道 前面道路に本管あり ガス配管 前面道路に本管なし 下 水 道 前面道路に本管あり
特 記 事 項	定着物として、庭木、庭石、石碑、鉄骨製藤棚、井戸及び井戸用ポンプ、木製看板、木柱がある。 目的外動産として、倒壊し滅失した物件13、木造仮設上屋、プレハブ製仮設物置2基、スチール製仮設物置、パイプ製仮設物置、木・パイプ製仮設物置、廃タイヤがある。 物件1・4・6土地上に、東日本電信電話株式会社の電柱がある。 物件4土地と物件9土地の間に官地（水）があり、コンクリート製の橋が架かっている。 物件3土地及び物件6土地と南西側道路の間に幅約0.9mの官地（水）があり、コンクリート製及び鉄板製の橋が架かっており、鉄板製の橋について占用許可を得ていない可能性がある。 物件4・6・9土地に、1427番4土地のための上水道管と、1427番4土地及び1415番土地のための下水道管が埋設されている。

	物件４・６・９土地は、１４２７番４土地に至る通路として使用している。なお、物件４・６・９土地は建築基準法上の道路に指定されていない。 物件１土地の南西側の庭木の枝が道路に越境している。 物件１土地及び物件５土地の西側の庭木の枝が、西側隣接地に越境している。 １４１５番土地の庭木の枝が、物件６土地に越境している。 物件２土地に井戸及び井戸用ポンプがあるが、現在使用しておらず、作動状態が不明である。 土壌汚染について： 現地調査及び各種資料を勘案する限度において、土壌汚染の可能性は低いが、土壌汚染の有無、その状態の確定には、指定調査機関等による分析調査を要する。 埋蔵文化財について： 当該物件敷地は、文化財保護法による「周知の埋蔵文化財包蔵地」に指定されていない。 地下埋設物について： 現地調査等において、その他の地下埋設物の存在の可能性は低い。
--	---

２ 建物の概況及び利用状況（物件１４）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和５３年６月１５日 新築 経 過 年 数：４６年 経済的残存耐用年数：３年
仕 様	構 造：木造 屋 根：カラー鉄板ぶき

	外 壁：モルタル塗刷毛引 内 壁：繊維壁，クロス貼り 天 井：敷目張天井，クロス貼り，ボード張り 床 ：タタミ，フローリング，カーペット敷き 設 備：水道は，土地への引込みあり，建物への接続あり 下水道は，土地への引込みあり，建物への接続あり プロパンガスは，建物への接続あり その他：特になし
床面積（現況）	床面積 1階 206.51㎡（概測） 2階 35.99㎡（登記） 延べ 242.50㎡
現況用途等	階 層：1階・2階 現況用途：居宅 間 取 り：別添「建物間取図」のとおり
品 等	総 合：普通 使用資材：普通 施 工：普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり。
特記事項	増築等により，1階床面積が登記より約4.13㎡大きい。（増築時期：不詳，増築部分：南側物置） 1階北東側に下屋がある。 建物内で犬2匹を飼っている。 未登記附属建物として次のものがある。 （未登記附属建物の概要） 符 号 ① 種 類 倉庫 構 造 軽量鉄骨造カラー鉄板葺平家建 床 面 積 約49㎡（概測） 新築年月日 昭和52年頃新築（長井市役所の家屋評価表より） 利 用 状 況 現況調査報告書のとおり

	そ の 他 天井の一部，外壁の一部，シャッターの一部が破損している 北側に下屋がある 符 号 ② 種 類 物置 構 造 木造カラー鉄板葺平家建 床 面 積 約 9 ㎡（概測） 新築年月日 新築年月日不詳 利 用 状 況 現況調査報告書のとおり そ の 他 なし アスベストの使用の可能性について： 対象建物について，建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果，アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお，アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。
--	--

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1～12（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。なお，所有権以外の占有権原による電柱があるが，これによる減価はないと判定した。また，定着物として庭木等があるが，交換価値なしと判定した。更に，目的外動産として木造仮設上屋等があるが評価対象外とした。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	10,500	0.72	490.50	0.94	3,490,000
2			198.63	0.60	900,000
3			384.45	0.94	2,730,000

4	10,500	0.71	78	—	580,000
5		0.72	350.23	0.60	1,590,000
6		0.71	134.91	—	1,010,000
7		0.72	346	0.98	2,560,000
8		0.71	258	—	1,920,000
9		0.71	50		370,000
10		0.72	15.11		110,000
11			315		2,380,000
12			5.14		40,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 長井(県)－3

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $10,500\text{円}/\text{m}^2 \times 98/100 \times 100/100 \times 100/98 = 10,500\text{円}/\text{m}^2$

◇ 時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇ 標準化補正：格差なし。

◇ 地 域 格 差：街路条件格差等を考慮した。

イ 個別格差（物件1～3，5，7，10～12）：

道路接面方位 1.02
 形 状 0.90
 規 模 0.80
 庭木の枝の越境 0.99
 官地（水）が介在 0.99

イ 個別格差（物件4・6・9）：

道路接面方位 1.02
 形 状 0.90
 規 模 0.80
 庭木の枝の越境 0.99
 官地（水）が介在 0.99
 隣接地のための上水道管，下水道管が埋設 0.99

イ 個別格差（物件８）：

道路接面方位	1.02
形 状	0.90
規 模	0.80
庭木の枝の越境	0.99
官地（水）が介在	0.99
一部都市計画施設内の可能性あり	0.99

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価（物件１～３，５，７）：

建物の取り壊し費用相当額等を考慮した。

② 物件１４（建物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格（円） ア×イ×ウ＝エ
１４	140,000	242.50	0.04	1,360,000
未登記附 属建物①	80,000	49	0.04	160,000
未登記附 属建物②	80,000	9	0.04	30,000
１４計				1,550,000

ウ 現価率 物件１４：

経過年数46年，経済的残存耐用年数３年，観察減価及び中古居宅の市場性－30%，残価率０％，耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

$$\begin{aligned} & \text{（経済的残存耐用年数）} \\ & \cdot \text{現価率} = 0.00 + (1 - 0.00) \times \frac{3 \text{ 年}}{46 \text{ 年} + 3 \text{ 年}} \times (1 - 0.30) \\ & \quad \quad \quad \approx 0.04 \end{aligned}$$

経過年数47年、経済的残存耐用年数3年、天井の破損等の観察減価及び中古倉庫の市場性－30%、残価率0%、耐用年数に基づく方法（定額法）と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

ウ 現価率 未登記附属建物②:

経済的残存耐用年数3年、観察減価及び中古物置の市場性を考慮して、現価率を0.04と査定した。

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。なお、土地の利用状況から敷地割合を次のとおり査定した。

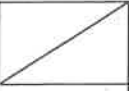
物件 番号	建付地価格(円) ア	敷地 割合 イ	土地利用権等割合 ウ		土地利用権等価格(円) ア×イ×ウ＝エ
1 (14敷地)	3,490,000	0.16	0.25	法定地上権	140,000
2 (14敷地)	900,000	1.00	0.25	法定地上権	230,000
3 (14敷地)	2,730,000	0.15	0.25	法定地上権	100,000
4	580,000	—	—	なし	—
5 (14敷地)	1,590,000	1.00	0.25	法定地上権	400,000
6	1,010,000	—	—	なし	—
7 (14敷地)	2,560,000	0.04	0.25	法定地上権	30,000

8	1,920,000	—	—	なし	—
9	370,000	—	—	なし	—
10	110,000	—	—	なし	—
11	2,380,000	—	—	なし	—
12	40,000	—	—	なし	—
14計					900,000

イ 土地利用権等割合：上記記載のとおり。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ,1②エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①エ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ ×エ×オ
1	3,490,000	－140,000		0.70	0.60	1,410,000
2	900,000	－230,000		0.70	0.60	280,000
3	2,730,000	－100,000		0.70	0.60	1,100,000
4	580,000	—		0.70	0.60	240,000
5	1,590,000	－400,000		0.70	0.60	500,000
6	1,010,000	—		0.70	0.60	420,000
7	2,560,000	－30,000		0.70	0.60	1,060,000
8	1,920,000	—		0.70	0.60	810,000
9	370,000	—		0.70	0.60	160,000
10	110,000	—		0.70	0.60	50,000
11	2,380,000	—		0.70	0.60	1,000,000

1 2	40,000	—		0.70	0.60	20,000
1 4	1,550,000	+900,000	0.95	0.70	0.60	980,000
一括価格（合計）						8,030,000

ウ 占有減価修正：Aの占有を考慮した。

エ 市場性修正：物件4・6・9について1427番4土地に至る通行権が発生していること、物件13の倒壊による目的外動産があること、規模の大きい住宅であることから、市場性が劣ると判断されるので修正を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格（長井(県)－3）

所 在：長井市成田字若宮1439番2外1筆

価 格：10,500円／㎡

位 置：山形鉄道フラワー長井線「羽前成田」駅の南方・道路距離約1.3kmに位置する。

価 格 時 点：令和5年7月1日

地 積：1,222㎡

供給処理施設：水道・下水

接 面 街 路：北側7m市道

用 途 指 定 等：都市計画区域（非線引）内，第1種中高層住居専用地域（建ぺい率60％，容積率200％）

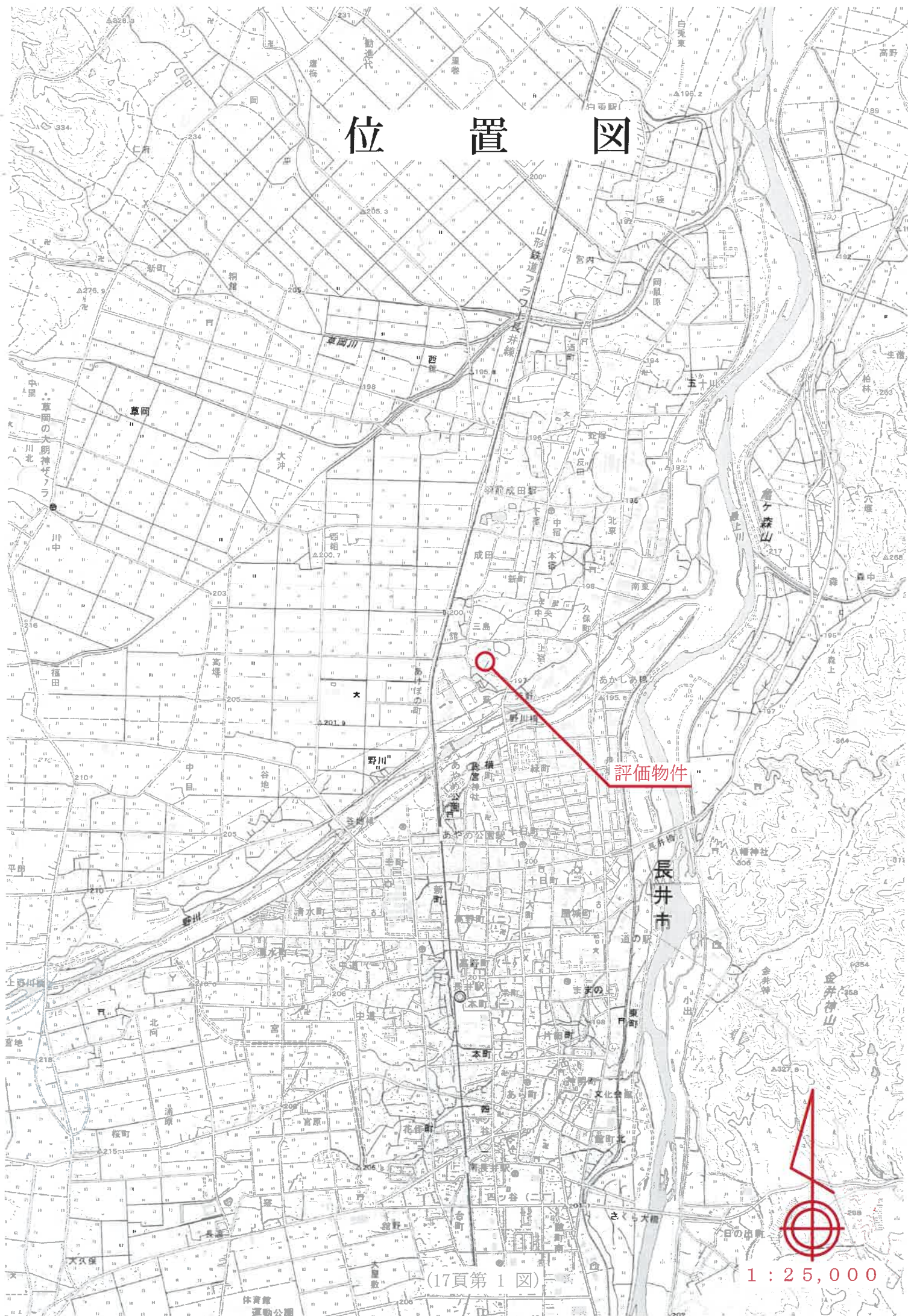
地 域 の 概 要：中規模の農家住宅，一般住宅のほか農地も見られる住宅地域

第7 附属資料

1	位置図	1 葉
2	公図写し	1 葉
3	建物図面写し・各階平面図	2 葉
4	建物間取図	4 葉
5	建物配置図	1 葉
6	仮名一覧表	1 葉

以 上

位置図



公 図 写

イ 水
ロ 水

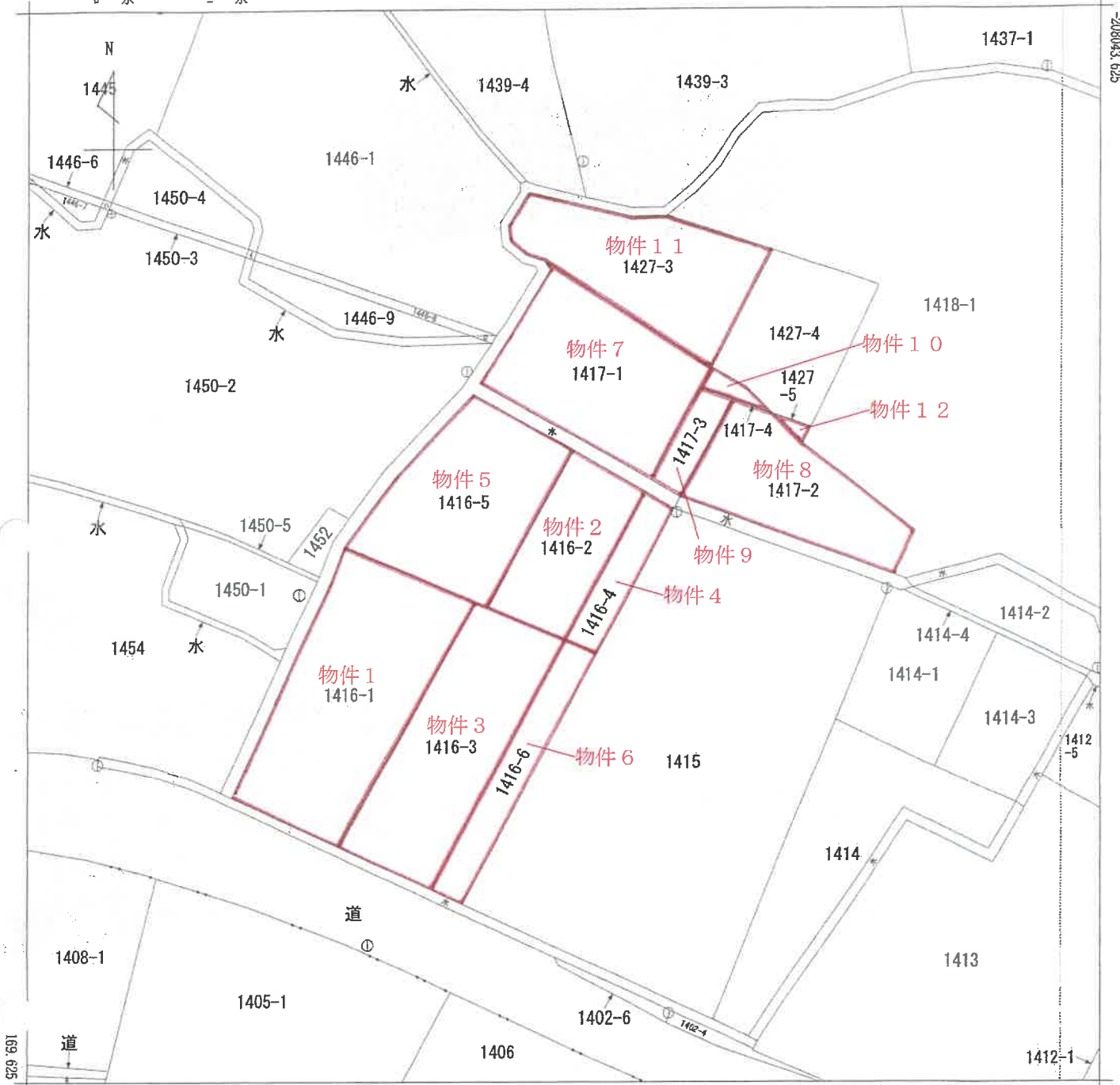
ハ 水
ニ 水

ホ 道

(座標値種別：測量成果)

-69893.381

-208043.625



-70018.381

(座標値種別：測量成果)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(touhokutaiheiyouuki2011.par)による修正がされています。

地番区域見出
成田

請 求 部	所 在	長井市成田字若宮				地 番	1416番2			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲三	座標系 番号又は 記号	X	分 類	地図(法第 1 4 条第 1 項)		種 類	地籍図
作 成 年 月 日	平成28年1月				備 付 年 月 日 (原図)	平成30年1月10日		補 記 事 項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年11月27日

山形地方税務局米沢支局

請求番号：24-1

(1/1)

登記官

(18頁第 2 図)

A3判→A4判に縮小

登記年月日：昭和53年11月7日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和5年11月27日 山形地方裁判所米沢支部

登記官
(19頁第3図)

請求番号：25-1
(1/2)

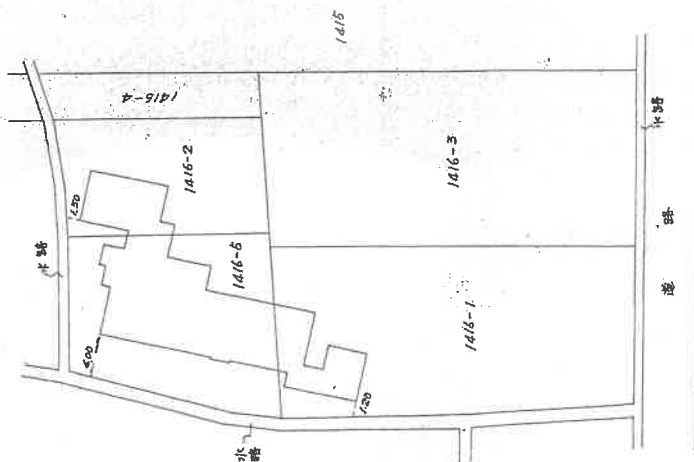
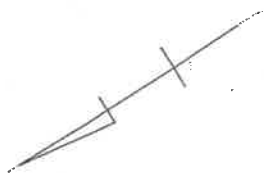
589592

各階平面図

家屋番号
1416-5

建物図面
各階平面図

建物の所在
長井市成田字若宮一 1416番地5・1416番地1・1416番地2



(目録裏表)

作製者

縮尺

1/

申請人

縮尺
1/500

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

昭和53年11月7日登記

A3判→A4判に縮小
(原簿紙)

589593

圖面平階各

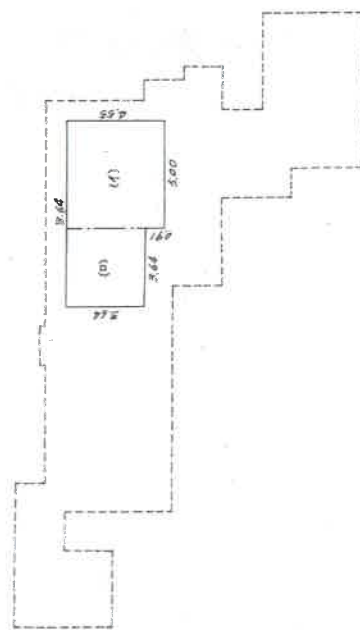
家屋番号

1416-5

建各階平面圖

長井市成田字若宮一 1416番地5・1416番地1・1416番地2

階2



求積

$$(1) 5.00 \times 4.55 = 22.7500$$

(b) $3.64 \times 3.64 = 13.2496$

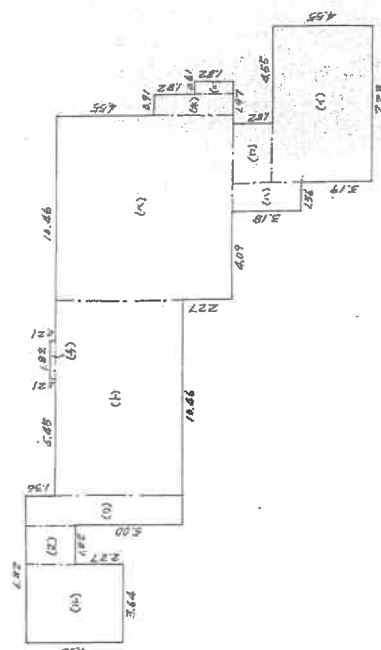
十

床面積 35.99 m²

床面積

(日調理)

隋



求積

$$(1) 7.28 \times 4.55 = 33.1240$$

(b) $2.73 \times 1.82 = 4.9686$

$$(4) \quad 1.36 \times 3.18 = 4.3248$$

$$(E) \quad 0.61 \times 1.82 = 1.1102$$

(木)	$0.91 \times$	$3.64 =$	3.3124
(木)	$0.93 \times$	$0.19 =$	78.7907

$$\begin{array}{l} (a) \quad 8.63 \times 0.14 = 10.6141 \\ (b) \quad 9.10 \times 5.92 = 53.8720 \end{array}$$

$$(4) \quad 1.82 \times 0.21 = 0.3822$$

$$(1) \quad 1.36 \times 7.28 = 9.9008$$

$$(7) 1.82 \times 2.28 = 4.1496$$

(iv) $364 \times 455 = 16.5620$

益

計 202,3863

床面積 202.38 ㎡

作者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 $\frac{1}{250}$

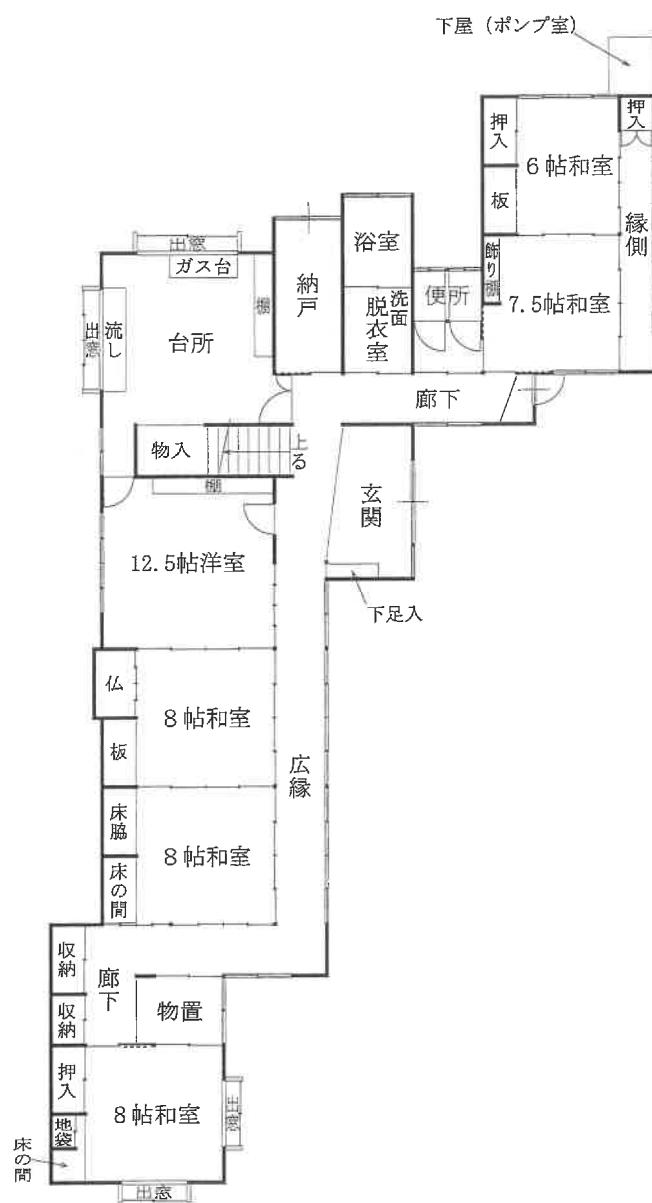
(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

昭和53年11月7日登記

建 物 間 取 図 S = 1 : 2 0 0

物件 1 4

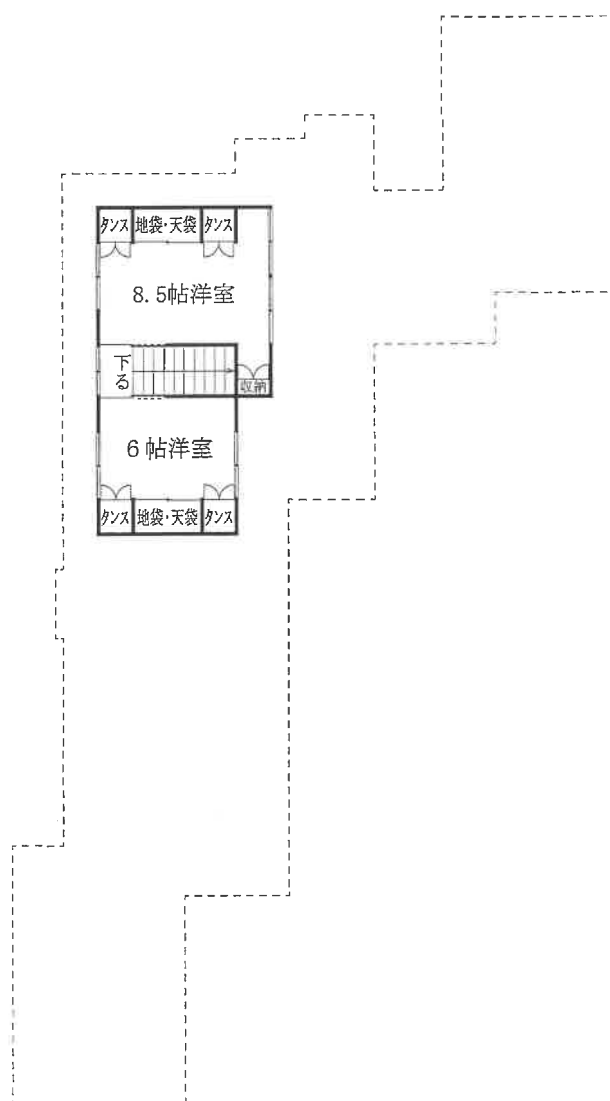
1 階



建 物 間 取 図 S = 1 : 2 0 0

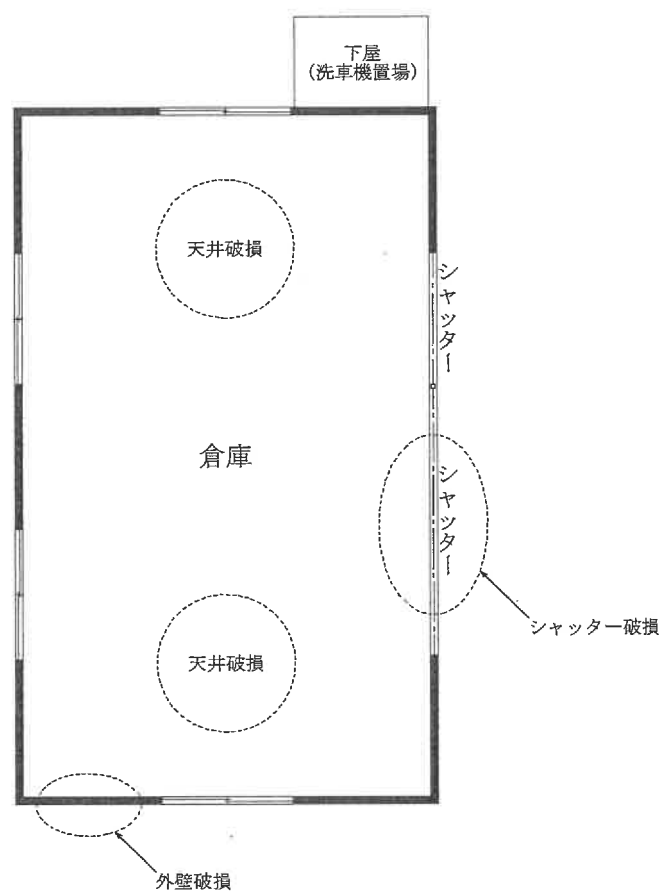
物件 1 4

2 階



建 物 間 取 図 S = 1 : 1 0 0

未登記附属建物①



建 物 間 取 図 S = 1 : 1 0 0

未登記附属建物②



建物配置図 S=1:500

